



各 位

平成 26 年 4 月 24 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本定款変更については、平成 26 年 6 月 25 日に開催を予定している第 45 回定時株主総会に付議いたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は平成 25 年 11 月 6 日に公表した「三菱自動車 資本再構築プラン」の実施により、平成 26 年 3 月 14 日において、同日時点で発行済みの第 1 回 A 種優先株式、第 1 回 G 種優先株式、第 2 回 G 種優先株式、第 3 回 G 種優先株式及び第 4 回 G 種優先株式（以下「優先株式」と総称します）の全株式を消却いたしました。これにより、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、また、今後優先株式を新たに発行する予定もないことから、優先株式に関連する規定の削除及びこれに伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、株主総会運営に柔軟性をもたせるため、株主総会の招集者及び議長を「取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者」とし、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙添付のとおりであります。

3. 日程

本定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日（予定）

本定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 25 日（予定）

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 本会社の発行可能株式総数は 1,575,000,000株とする。 <u>1,575,000,000株は普通株式の発行可能種類株式総数、42,200株は第1回A種優先株式の発行可能種類株式総数、130,000株は第1回G種優先株式、168,393株は第2回G種優先株式、10,200株は第3回G種優先株式、30,000株は第4回G種優先株式の発行可能種類株式総数とする。</u></p>	<p>第5条 本会社の発行可能株式総数は 1,575,000,000株とする。</p>
<p>(株式の取得)</p>	<p>(株式の取得)</p>
<p>第5条の2 (条文省略)</p>	<p>第5条の2 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第6条 本会社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、<u>第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式(以下「優先株式」と総称する。)</u>の1単元の株式数はそれぞれ1株とする。</p>	<p>第6条 本会社の株式の1単元の株式数は100株とする。</p>
<p>第7条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>
<p><u>第2章の2 優先株式</u> (優先配当金)</p>	<p>(削除)</p>

<p>第10条の2 本会社は、第44条に定める <u>期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第10条の10第1項に定める支払順位に従い、平成25年4月1日に開始する事業年度以降、各事業年度において優先株式1株につき20,000円の金銭（以下「優先配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>2. <u>ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3. <u>優先株主又は優先登録株式質権者に対しては優先配当金を超えて配当はしない。</u></p>	
<p><u>(優先中間配当金)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第10条の3 本会社は、第45条に定める <u>中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ第10条の10第2項に定める支払順位に従い、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払</u></p>	

<p><u>う。優先中間配当金が支払われた場合 においては、前条の優先配当金の支払 いは、当該優先中間配当金の額を控除 した額による。</u></p>	
<p><u>(残余財産の分配)</u> 第10条の4 本会社は、残余財産を分配 するときは、優先株主又は優先登録株 式質権者に対し、普通株主及び普通登 録株式質権者に先立ち、かつ第10条の 10第3項に定める支払順位に従い、優 先株式1株につき金100万円を支払 う。 2. 優先株主又は優先登録株式質権者に対 しては、前項のほか、残余財産の分配 は行わない。</p>	(削除)
<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て 等)</u> 第10条の5 本会社は、法令に定める場 合を除き、優先株式について株式の併 合又は分割を行わない。本会社は、優 先株主又は優先登録株式質権者には、 会社法第202条第1項に基づく募集株 式の割当て又は同法第241条第1項に 基づく募集新株予約権の割当てを受 ける権利を与えない。</p>	(削除)
<p><u>(議決権)</u> 第10条の6 優先株主は、法令に定める 場合を除き、株主総会において議決権 を有しない。</p>	(削除)
<p><u>(転換請求権)</u> 第10条の7 優先株主は、次項に定める 転換を請求し得べき期間中、第3項に</p>	(削除)

定める転換の条件で、本会社に対し、優先株主が有する優先株式を取得し、これと引換えに本会社の普通株式を交付すること（以下、本会社がある種類の株式を取得し、それと引換えに本会社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。

2. 前項の転換を請求し得べき期間は、それぞれ以下に定める日（以下「転換請求可能日」と総称する。）とする。

第1回A種優先株式：平成26年6月30日までの毎営業日及び平成26年7月1日から平成29年6月30日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）

第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式：平成26年6月30日までの毎営業日及び平成26年7月1日以降の毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）

3. 優先株式は、下記の転換の条件で本会社の普通株式に転換することができる。

(1) 公募後当初転換価額

公募後当初転換価額は、本会社が平成26年6月末日までの最初に実施する公募による新株式発行（一般募集）の払込金額の決定日における株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値とする。
ただし、各優先株式について、当該終値が以下に記載する価額（ただし、下記第4号の調整を受ける。）（以下

「下限転換価額」という。)を下回る場合には、公募後当初転換価額は下限転換価額とする。また、当該終値が以下に記載する価額(ただし、下記第4号の調整を受ける。)(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、公募後当初転換価額は上限転換価額とする。

第1回A種優先株式：下限転換価額540円、上限転換価額1,080円

第1回G種優先株式：下限転換価額520円、上限転換価額1,050円

第2回G種優先株式：下限転換価額710円、上限転換価額1,430円

第3回G種優先株式：下限転換価額690円、上限転換価額1,390円

第4回G種優先株式：下限転換価額770円、上限転換価額2,580円

(2) 転換価額の修正

転換価額は、平成26年7月1日以降の各転換請求可能日において、優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格(以下に定義される。)の平均値に修正されるものとする(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。)
なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされた優先株式を含む優先株式の全部に適用されるものとする。)ただし、各優先株式につ

いて、当該平均値が下限転換価額を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が上限転換価額を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。なお、「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における本会社の普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー (Bloomberg L.P.) が当該取引日の午前10時から11時の間 (ロンドン時間) において提示する 7211 ジェイティー・エクイティ・エーキューアール (7211 JT Equity AQR) の画面 (又はそれに代わる画面若しくはサービス。以下「参照画面」という。) に表示された価格 (当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む。)) をいう。

(3) 転換価額の調整

- ①平成26年7月1日以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式 (以下「転換価額調整式」という。) により (ただし、(v) の場合を除く。) 転換価額を調整する。

					<u>新規発行普通株式数</u>
				<u>×</u>	
調整後	調整前	<u>(既発行普通株式数</u>		<u>1株当</u>	
転換価額	転換価額	<u>× 自己株式数)</u>	<u>± たり</u>	<u>の</u>	
				<u>払込金</u>	
				<u>額</u>	
				<u>1株当</u>	
				<u>たり</u>	
				<u>の時</u>	
				<u>価</u>	
				<u>額</u>	
				<u>を</u>	
				<u>下</u>	
				<u>回</u>	
				<u>る</u>	
				<u>払</u>	
				<u>込</u>	
				<u>金</u>	
				<u>額</u>	
				<u>又</u>	
				<u>は</u>	
				<u>処</u>	
				<u>分</u>	
				<u>価</u>	
				<u>額</u>	
				<u>を</u>	
				<u>も</u>	
				<u>っ</u>	
				<u>て</u>	
				<u>普</u>	
				<u>通</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>を</u>	
				<u>発</u>	
				<u>行</u>	
				<u>又</u>	
				<u>は</u>	
				<u>本</u>	
				<u>会</u>	
				<u>社</u>	
				<u>が</u>	
				<u>所</u>	
				<u>有</u>	
				<u>す</u>	
				<u>る</u>	
				<u>普</u>	
				<u>通</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>(</u>	
				<u>以</u>	
				<u>下</u>	
				<u>「</u>	
				<u>自</u>	
				<u>己</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>」</u>	
				<u>と</u>	
				<u>い</u>	
				<u>う</u>	
				<u>。</u>	
				<u>)</u>	
				<u>を</u>	
				<u>除</u>	
				<u>く</u>	
				<u>。</u>	
				<u>調</u>	
				<u>整</u>	
				<u>後</u>	
				<u>転</u>	
				<u>換</u>	
				<u>価</u>	
				<u>額</u>	
				<u>は</u>	
				<u>、</u>	
				<u>払</u>	
				<u>込</u>	
				<u>期</u>	
				<u>日</u>	
				<u>の</u>	
				<u>翌</u>	
				<u>日</u>	
				<u>以</u>	
				<u>降</u>	
				<u>、</u>	
				<u>ま</u>	
				<u>た</u>	
				<u>、</u>	
				<u>株</u>	
				<u>主</u>	
				<u>割</u>	
				<u>当</u>	
				<u>日</u>	
				<u>が</u>	
				<u>あ</u>	
				<u>る</u>	
				<u>場</u>	
				<u>合</u>	
				<u>は</u>	
				<u>、</u>	
				<u>そ</u>	
				<u>の</u>	
				<u>日</u>	
				<u>の</u>	
				<u>翌</u>	
				<u>日</u>	
				<u>以</u>	
				<u>降</u>	
				<u>こ</u>	
				<u>れ</u>	
				<u>を</u>	
				<u>適</u>	
				<u>用</u>	
				<u>す</u>	
				<u>る</u>	
				<u>。</u>	
				<u>な</u>	
				<u>お</u>	
				<u>お</u>	
				<u>、</u>	
				<u>自</u>	
				<u>己</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>処</u>	
				<u>分</u>	
				<u>の</u>	
				<u>場</u>	
				<u>合</u>	
				<u>に</u>	
				<u>お</u>	
				<u>け</u>	
				<u>る</u>	
				<u>「</u>	
				<u>新</u>	
				<u>規</u>	
				<u>発</u>	
				<u>行</u>	
				<u>普</u>	
				<u>通</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>数</u>	
				<u>」</u>	
				<u>、</u>	
				<u>「</u>	
				<u>1</u>	
				<u>株</u>	
				<u>当</u>	
				<u>た</u>	
				<u>り</u>	
				<u>の</u>	
				<u>払</u>	
				<u>込</u>	
				<u>金</u>	
				<u>額</u>	
				<u>」</u>	
				<u>、</u>	
				<u>「</u>	
				<u>1</u>	
				<u>株</u>	
				<u>当</u>	
				<u>た</u>	
				<u>り</u>	
				<u>の</u>	
				<u>処</u>	
				<u>分</u>	
				<u>価</u>	
				<u>額</u>	
				<u>」</u>	
				<u>、</u>	
				<u>「</u>	
				<u>自</u>	
				<u>己</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>数</u>	
				<u>」</u>	
				<u>は</u>	
				<u>「</u>	
				<u>処</u>	
				<u>分</u>	
				<u>前</u>	
				<u>自</u>	
				<u>己</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>数</u>	
				<u>」</u>	
				<u>と</u>	
				<u>そ</u>	
				<u>れ</u>	
				<u>ぞ</u>	
				<u>れ</u>	
				<u>ぞ</u>	
				<u>ろ</u>	
				<u>ろ</u>	
				<u>替</u>	
				<u>え</u>	
				<u>る</u>	
				<u>。</u>	
				<u>(</u>	
				<u>ii</u>	
				<u>)</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>の</u>	
				<u>割</u>	
				<u>に</u>	
				<u>よ</u>	
				<u>り</u>	
				<u>普</u>	
				<u>通</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>を</u>	
				<u>発</u>	
				<u>行</u>	
				<u>す</u>	
				<u>る</u>	
				<u>場</u>	
				<u>合</u>	
				<u>。</u>	
				<u>調</u>	
				<u>整</u>	
				<u>後</u>	
				<u>転</u>	
				<u>換</u>	
				<u>価</u>	
				<u>額</u>	
				<u>は</u>	
				<u>、</u>	
				<u>株</u>	
				<u>式</u>	
				<u>割</u>	
				<u>割</u>	
				<u>の</u>	
				<u>た</u>	
				<u>め</u>	

の株主割当日の翌日以降、また、株式分割のための株主割当日がない場合は、取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数－自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合

調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日(以下、本(iii)において「価額決定日」という。)に、発行もしくは処分

される株式すべてが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、本会社が所有する、転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。

(iv) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。）の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合

調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、また、株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。ただし、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日（以下、本(iv)において「価額決定日」という。）に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(v) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の

算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額}}{\frac{\text{併合前発行済 普通株式数}}{\text{併合後発行済 普通株式数}}}$$

②転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

(i) 上記①(i)の転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は本会社が所有する普通株式を処分する場合（株式の分割、普通株式に転換される株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）には、当該払込金額又は処分価額（ただし、金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額）

(ii) 上記①(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

(iii) 上記①(iii)の転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額

(iv) 上記①(iv)の新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額が転換価額調整式で使用する1株当たりの時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの価額

③上記①に掲げた事由によるほか、平成26年7月1日以降、次の(i)ないし(v)のいずれかに該当する場合には、取締役会が

<p>適当と判断する転換価額に調整される。</p> <p>(i) <u>合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>上記(i)のほか、発行済普通株式数(ただし、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(iii) <u>転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。</u></p> <p>(iv) <u>上記①(iii)に定める株式の転換可能期間が終了したとき。ただし、当該株式すべてが転換された場合を除く。</u></p> <p>(v) <u>上記①(iv)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。</u></p> <p>④ <u>転換価額調整式で使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記①(ii)但書の場合には株主割当日)に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値とする(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。)。なお、上記20取引日の間に、上記①で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する1株当たりの時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整さ</u></p>	
--	--

れる。

⑤ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。

⑥ 上記第2号に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本号①又は③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本号の規定に従った転換価額の調整に加え、上記第2号の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。

⑦ 上記第2号に定める時価算定期間の間に本号①又は③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本号の規定に従った転換価額の調整に加え、上記第2号の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。

⑧ 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り下げる。

⑨ 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。

(4) 上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記第3号の規定により転換価額の

調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記第3号の規定を準用して同様の調整を行う。

(5) 転換により発行すべき普通株式数

①優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により} \\ \text{発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{優先株主が転換請求の} \\ \text{ために提出した優先株式} \\ \text{の払込金相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

②転換により発行すべき普通株式数に1株未満の端株が生じた場合には、これを切り捨てる。

(強制転換条項)

第10条の8 前条第2項に定める転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

(削除)

ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、上記の第1回A種優先株式の転換により交付する普通株式の数は、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を下限転換価額で除して得られる数とする。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(金銭対価の取得条項)

(削除)

第10条の9 本会社は、平成26年4月1日から平成29年6月30日までの間いつでも、取締役会で定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、本会社は、以下に定める額の金銭を各優先株主に対して交付するものとする。なお、同種類の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

第1回A種優先株式：1株につき
850,000円

第1回G種優先株式：1株につき
850,000円

第2回G種優先株式：1株につき
670,000円

第3回G種優先株式：1株につき
690,000円

第4回G種優先株式：1株につき
620,000円

<p><u>(優先順位)</u></p> <p>第10条の10 第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる優先配当金の支払順位は、<u>同順位とする。</u></p> <p>2. 第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる優先中間配当金の支払順位は、<u>同順位とする。</u></p> <p>3. 第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、<u>第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、第1回A種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>(2) 株主総会においては、取締役社長が議</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、<u>取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者が招集する。</u></p> <p>(2) 株主総会においては、<u>取締役会長又は取</u></p>
---	---

<p><u>長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第17条</u></p> <p>(1) <u>第10条第2号、第12条、第14条第1号、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(2) <u>第10条第1号の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(3) <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。</u></p> <p>第18～第46条 (条文省略)</p>	<p><u>取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。</u></p> <p>(3) <u>前二項に定める者に事故があるときは、それぞれ、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第17条～第45条 (現行どおり)</p>
---	---

以上